

## 特約事項

### 1 部分払の回数の限度

部分払の回数は、次の基準を超えないものとする。ただし、請求は月1回を超えることができない。

なお、複数年度にわたる工事については、次表の「請負金額」を「各年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

請 負 金 額	部分払の回数
1, 000万円未満	1回
1, 000万円以上5, 000万円未満	2回
5, 000万円以上1億円未満	3回
1億円以上	4回

### 2 中間前金払及び部分払の取扱い

中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が行うものとし、その併用は次のとおりとする。

(1) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第45条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、約款第46条第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。

(2) 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、約款第42条第3項及び第4項は適用しない。

ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前金払については請求することができる。

(3) その他中間前金払に関することについては、広島県建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

### 3 請負代金内訳書及び工程表の提出

契約約款第3条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

### 4 期間別工程報告書の提出

期間別工程報告書を15日ごとに提出すること。

### 5 社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、建設工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

## 6 施工体制台帳

受注者は、建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。また、施工体制台帳の内容に変更を生じた場合は、その都度変更した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。

## 7 施工体系図の作成

受注者は、建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、特定建設業の許可の有無にかかわらず、また、当該下請契約の請負代金の額の多寡にかかわらず、遅滞なく建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6の例によって各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図の内容に変更を生じた場合は、その都度変更した施工体系図の写しを発注者に提出しなければならない。

## 8 工事担当技術者台帳

受注者は、建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、「工事担当技術者台帳」を作成し、施工体制台帳と併せて工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

## 9 役割分担表

受注者は、建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、「役割分担表」を作成し、施工体制台帳と併せて工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。

## 10 現場代理人、主任技術者等の通知

現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、管理技術者及び工事監理者を定めて配置するときは、現場代理人及び主任技術者等指名届等を契約締結後14日以内に提出すること。

## 11 監理技術者の資格者証の携帯

受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

なお、発注者から請求があったときは、資格を証明する書類を提示すること。

## 12 県内企業の活用

- (1) この工事の施工に際してやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
- (2) 資材を購入しようとする場合は、極力広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとし、あらかじめ購入先の名称及び所在地並びに資材名等を発注者に通知するものとする。

### 13 建設業退職金共済制度における掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

### 14 暴力団等からの不当要求等の排除

- (1) 請負契約を締結した営業所に、極力、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定される不当要求による被害を防止するために必要な責任者を配置するとともに、同条第2項に規定される講習（以下「講習」という。）を受講し、その修了書の写しを速やかに提出すること。（既に講習を受講している場合は、直近の受講修了書の写しを速やかに提出すること。）
- (2) 暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。
- (5) 発注者と工程に関する協議を行った結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第29条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
- (6) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (7) 当該被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第29条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。この請求には被害届受理証明書を添付すること。

### 15 ダンプトラック等による過積載等の防止

- (1) 工所用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、当該団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排

除すること。

(7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における下請負人を指導すること。

#### 16 下請負及び契約の制限

- (1) 受注者は、この工事の全部又は一部を次のいずれかに該当する者に請負わせてはならない。
- ア 建設業者等指名除外要綱（以下「指名除外要綱」という。）により指名除外された者で、その指名除外の期間が経過しない者（指名除外要綱別表第18号（営業不振）によるもので、知事が認める者は除く。）
  - イ 県発注工事における下請負の制限基準により下請制限された者で、その下請制限の期間が経過しない者
  - ウ 県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱により契約制限された者で、その契約制限の期間が経過しない者
  - エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づく指示又は同条第3項若しくは第5項の規定に基づく営業停止の処分を受けたこと若しくは同法第29条の規定に基づく許可の取消しの処分を受けたこと若しくは広島県建設工事入札参加資格の取消処分を受けたことにより下請負から除外された者で、その除外期間が経過していない者
- (2) 受注者は、工事の資材又は原材料の購入契約その他の契約について、(1)ウに該当する者を契約の相手方としてはならない。
- (3) 受注者は、この工事に関する下請業者が、(1)アからエに該当する者に工事の一部を請負わせること又は(1)ウに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方とすることを認めてはならない。

#### 17 重層下請の防止

この工事の施工に際してやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、工事内容に応じた専門工事として発注するものとし、原則として土木一式工事又は建築一式工事（以下「一式工事」という。）として発注を行うことは認めないものとする。

なお、真に止むを得ない理由により、一式工事として発注しようとする場合は、あらかじめ下請工事を土木一式工事（建築一式工事）として発注する理由書を提出すること。

#### 18 立入調査の実施

発注者は、受注者が工事の施工に当たり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。

#### 19 火災保険等について

- (1) 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を、火災保険又は建設工事保険その他の保険（これらに準じるものを含む。）等に附すること。保険契約締結後は、直ちに証券等の写しを提出すること。ただし、解体工事及び植栽工事に係るものはこの限りでない。
- (2) 期間は、契約日の翌日（工期始）から目的物引渡日までとする。

ただし、受注工事毎に附する保険ではなく、受注者が一定の期間内に受注する工事全体に対する保険の場合で、工期途中で保険契約満了日を迎える場合は、新契約の証券等の写しを提出すること。

(3) 保険は、請負額相当額に対し附すること。

## 20 法定外の労災保険の付保

- (1) 本工事において、法定外の労災保険に付さなければならない。
- (2) 受注者は、約款第55条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- (3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

## 21 建設副産物について

本工事から発生する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)を遵守するとともに、建設廃棄物処理指針(平成22年版)(平成23年3月30日環境省通知)、建設副産物適正処理実施要領(広島県土木局制定)及び再生資源利用促進実施要領(広島県土木局制定)に基づき適正に処理すること。当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)を見込んでいる。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。建設リサイクル法に基づく対象建設工事受注者は、請け負った建設工事の一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとする時は、当該他の建設業を営む者に対して建設リサイクル法第12条第2項に基づき、同法第10条第1号から第5号までに掲げる事項について告知すること。

本工事(請負金額100万円以上)は、建設副産物情報交換システム((一財)日本建設情報総合センター)の登録対象工事であり、当該システムによりデータ入力(施工計画時、工事完了時、登録情報の変更時)を行った(1)②③(2)①②を提出すること。

(1) 工事受注者は、工事着手前に、次の書類を本工事の監督職員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先の現地確認写真を提出すること。

### ① 建設廃棄物処理計画書

ア 処分品目別の処理フロー図

イ 計画処分量及び実施処分量の比較一覧表

ウ 廃棄物処理業者(収集及び運搬)の許可証の写し(許可車両の自動車登録番号一覧及び自動車検査証の写しを含む)

エ 廃棄物処理業者(中間処理・最終処分)の許可証の写し(再生資源化施設にあっては、それを示す書類を含む)

オ 運搬ルート、処分場の位置、事業の範囲、処理能力及び処理方法を明示したもの  
カ 各処分場の現地確認写真

キ 建設工事の受注者と処理業者（収集、運搬、中間処理・最終処分・再資源化施設）との二者の業務委託契約書の写し

- ② 再生資源利用計画書
- ③ 再生資源利用促進計画書

- (2) 工事受注者は、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設廃棄物処理計画書」に従い建設廃棄物及び特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に次の書類を監督職員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先への搬入状況の写真を添付すること。

- ① 再生資源利用実施書
- ② 再生資源利用促進実施書
- ③ 建設廃棄物処理実施書

ア マニフェスト（産業廃棄物管理票）の写し及び再生資源化に係るものについては受入伝票の写し

（マニフェストは原則として環境省が示す全国統一のマニフェストを使用する。）

イ 収集及び運搬の写真並びに中間処理場及び最終処分場（直接最終処分の場合のみ）への搬入状況の写真

- (3) 当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において、300㎡以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行い、その写しを監督職員に提出すること（届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を、都道府県知事又は政令市長に提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は、届出対象外）。

## 22 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において、工事实績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については次のとおり対応する。

- (1) 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリنز上で「メール送信による提出」を選択する。

- (2) 受注者は、[1]によりメール送信された「登録のためのお願い」について監督職員から確認を受ける。
- (3) 「登録内容確認書」については、コリンズから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

## 23 現場代理人の常駐義務の緩和

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、約款第14条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第28条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 前2号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (4) その他、特に発注者が認めた期間

## 24 技術者等の要件について

### (1) 配置期間について

- (ア) 建築工事における現場代理人は、契約日の翌日から契約期間終了まで。
- (イ) 建築工事における主任技術者又は監理技術者は、契約日の翌日から契約期間終了まで。
- (ウ) 設計業務における管理技術者は、契約日の翌日から契約期間終了まで。
- (エ) 工事監理業務における工事監理者は、設計業務の成果物に基づく施工を発注者から承諾を得てから契約期間終了まで。

### (2) 兼務等について

- (ア) 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は専任とする。
- (イ) 現場代理人は当該事業の管理技術者及び主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。

## 25 設計受託者の変更について

設計受託者の倒産等やむを得ない理由により業務の履行が不可能と発注者が認めた場合を除き、設計受託者の変更は認めない。なお、発注者が認めない変更を行った場合、契約を解除することができる。ただし、設計受託者は入札において指定したものとする。